

平成28年熊本地震被災者支援制度(第16版)を配布しています

熊本地震の被災者支援制度(令和3年4月1日時点)をまとめた冊子を本庁舎や区役所で配布しています。申請には期限がありますので、内容を確認のうえ、該当する方は早めに申請してください。

【配布場所】区役所総務企画課、福祉課、住宅政策課、健康福祉政策課
(広報課 ☎328-2043)

9月9日は「救急の日」です

9月9日は「救急の日」、9月4日～10日は「救急医療週間」です。これは救急業務および救急医療に関する正しい理解と認識を深めることを目的として設けられた期間です。



←熊本市の救急医療体制について見てみよう！

本市の充実した救急医療体制は、たくさんの医師、看護師、医療スタッフの協力により成り立っています。

しかし、休日や夜間の診療時間帯は限られたスタッフで運営されているため、「夜の方が空いているから」などの急を要しない「コンビニ受診」が増えると、緊急性の高い方の治療が遅れたり、救急医療を担うスタッフの負担を重くしたりと、救急医療体制を維持できなくなることにもつながります。将来の救急医療を守るためにも、医療関係者への感謝の気持ちを忘れず、可能な限り昼間の診療時間内の受診を心がけましょう。

(医療政策課 ☎364-3186)



令和4年就業構造基本調査にご協力ください

この調査は、国民の就業および不就業の状態を調査するもので、全国および地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的としており、雇用政策をはじめ、経済政策などに生かされています。8月下旬から、調査員が調査対象のお宅に伺いますので、この調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご協力をお願いします。

(総務課統計班 ☎328-2380)

「はかり」の定期検査を受けましょう

取引または証明に使用している「はかり」の検査を行います。

- ① **回** 9月1日(木) 午前11時～午後1時半 **場** 松尾北地域コミュニティセンター玄関ホール
- ② **回** 9月2日(金) 午前11時～午後1時半 **場** 松尾東公民館玄関
- ③ **回** 9月8日(木) 午前11時～午後1時半 **場** 近津公民館玄関
- ④ **回** 9月12日(月) 午前11時～午後2時、9月13日(火) 午前11時～午後1時半 **場** 河内総合出張所地下駐車場

【検査団体】熊本市指定定期検査機関 NPO 法人てんびんの会 (☎368-5320)

(計量検査所 ☎369-0610)

生活雑排水は適切に処理していますか

生活雑排水(風呂や台所などの排水)がどう処理されているか確認してみましょう。未処理のまま放流すると、公共用水域や地下水の水質汚濁につながります。熊本の豊かな水資源を後世に引き継ぐためにも、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

※下水道処理区域では下水道に接続してください。

(浄化対策課 ☎328-2366)

公園を気持ちよく利用するために

公園をみんなが自由に利用できるよう、「他人に危害を及ぼすおそれのある行為」や「他人の迷惑となる行為」は禁止されています。みんなが気持ちよく利用できるよう、一人一人がマナーを意識して公園を利用しましょう。

公園利用について詳しくは、市ホームページへ。

(公園課 ☎328-2523)



「もったいない! 食べ残しゼロ運動」の協力店を募集しています!

まだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」の削減を進めるため、市内の飲食店・宿泊施設で食品ロスの削減にご協力いただける店舗を募集しています。

協力店に登録されると、市のホームページ等で紹介する他、協力店ポスター、チラシ、ステッカー等をお渡しします。

詳しくは、ごみ減量推進課へ。



(ごみ減量推進課 ☎328-2365)

救急隊の感染予防

救急隊が救急活動を行う際に、新型コロナウイルス感染拡大を予防し、救急出場体制を確保するため、ゴーグルや防護服を着用することがあります。

※救急活動を受けている方が、必ずしも新型コロナウイルス感染症の感染者というわけではありません。誤った情報に惑わされず、冷静な判断と



行動をお願いします。
(消防局救急課 ☎363-2360)

敬老の日に【火の用心】の贈り物

9月19日は「敬老の日」です。高齢者を住宅火災から守るために、「火の用心」の贈り物をしませんか?

住宅火災における死者の約7割が65歳以上の高齢者となっています。住宅火災で死者が発生する要因のうちの多くは、火災の発見が遅れたことによる「逃げ遅れ」によるものです。

住宅に設置されている「住宅用火災警報器」が正常に機能するよう、高齢者の代わりに点検をしてあげましょう。また、住宅用消火器の設置、防災品の使用をお薦めしています。

大切なおじいちゃんやおばあちゃんが火災の被害に遭わないよう、敬老の日は、身近な防火対策を考える日にしてはいかがでしょうか?

■2022年度全国統一防火標語■
「お出かけは マスク戸締り 火の用心」
(消防局予防課 ☎363-0263)

都市計画変更に関する説明会

回 ①9月9日(金) 午後7時～8時 ②9月10日(土) 午後2時～3時 **場** 市庁舎4階モニター室 **内** 花畑交番建て替えに伴う都市計画公園(花畑公園)の変更に関する説明会 **申** 当日直接会場へ

詳しくは、市ホームページまたは市街地整備課へ。
(市街地整備課 ☎328-2537)

災害後の住宅修理トラブルにご注意!

夏から秋にかけては台風や豪雨が発生しやすい季節です。自然災害の後には、災害に便乗した悪質商法等のトラブルが発生する傾向にあります。

【相談事例①】
台風で傷んだ屋根を見て「今直さないと大変なことになる」と不安をおおられて高額な修理工事を契約してしまった。

【相談事例②】
「公的機関の防災部署から委託されている。点検に伺いたい」と業者から電話があった。市に確認したところ、そのような事実はなかった。

【相談事例③】
「先月の台風で雨どいが壊れている」と言われ、保険金の申請サポートを契約したら、受け取った保険金の50%が取られることが分かった。

➡トラブル防止のポイント

- ・修理工事等の契約は周囲に相談するなど慎重に検討して、すぐに決めないようにしましょう。
- ・工事の内容や工期、価格を事業者によく確認し、複数の事業者から見積もりを取りましょう。
- ・不安をおおったり、契約を急かしたりする事業者には、特に注意しましょう。
- ・支払う前に、工事が契約どおり完了していることを必ず確認しましょう。

消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず、迷わずご相談ください。

熊本市消費者センター
☎353-2500(相談用)
相談時間 月～金(祝日を除く)
午前9時～午後5時
(消費者センター ☎353-5757)

熊本市民スポーツフェスタ 秋季大会2022

スポーツを通して感動や喜びを感じたり、体力の向上や地域の方との交流を深めるなど、本市の活性化を図ることを目的とする市民総参加型のスポーツイベントを開催します。

秋季大会は、11月にトランポリン体験教室、



10月1日から「駐車場附置義務条例の改正」と「小規模駐車場の届出に関する条例」が施行されます!(10月1日以降に工事に着手するものが対象です。)

本市では、まちなかの交通円滑化や土地の有効利用を促進するために、駐車場の適正配置に取り組んでいます。

①駐車場附置義務条例の改正

【対象】床面積2000m²超の建築物の新築等を行う場合

【改正のポイント】

- ・附置義務台数を緩和(現行の1/2の台数※)するとともに、公共交通の利用促進措置を行った場合には、さらなる台数の緩和。
※商業施設等:300m²/台⇒600m²/台
共同住宅等:450m²/台⇒900m²/台
- ・隔地距離を200m⇒500mに緩和。駐車場を建物敷地内から、外縁部の立体駐車場等へ確保。
- ・障がい者等用駐車場や荷さばき駐車施設の整備を義務付け(商業施設等のみ)。
障がい者等用駐車場:1台以上の整備を義務付け
荷さばき駐車施設:店舗等または事務所の床面積の合計が3000m²超で適用

○台数緩和により土地や建物の有効利用が可能となり、にぎわいの創出につながります。

○障がい者等用駐車場の整備が促進され、車いす利用者の方もまちなかに来やすくなります。

○歩行者の安全性に配慮した駐車場整備が促進され、まちなかが歩きやすくなります。



歩いて楽しめるまち



土地の有効利用

②小規模駐車場の届出に関する条例

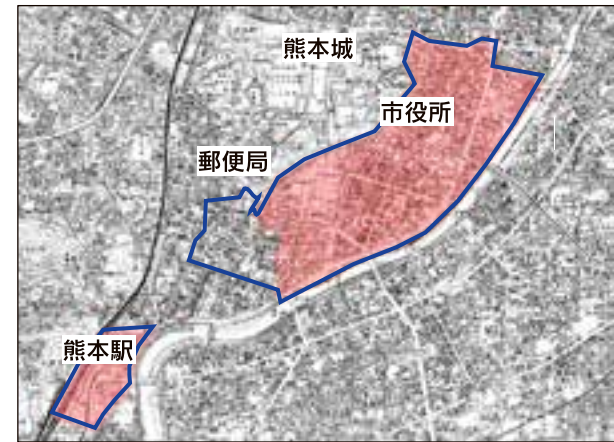
【対象】駐車マスの合計面積50m²以上のコインパーキング等を整備等する場合

【ポイント】

- ・整備を行う30日前までに、市へ届出をしていただく必要があります。
- ・駐車場の出入口に関する基準との適合を確認し、指導等を実施します。

■①駐車場附置義務条例(駐車場整備地区)

□②小規模駐車場届出条例(滞在快適性等向上区域)



(市街地整備課 ☎328-2537)